

業務の適正を確保するための体制の整備

以下に掲げた「内部統制システム構築の基本方針」を当金庫の内部管理体制の基本方針と位置づけ、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性の確保に努めてまいります。

内部統制システム構築の基本方針

1. 理事及び職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、法令等遵守に係る当金庫の理念及び役職員の行動指針を「私たちの行動規範」として定め、これに則った業務運営を実現するための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定する。更に法令等遵守態勢の整備のための実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定する。
- 法令等遵守を確保する体制として、この金庫内の法令等遵守の問題を一元的に管理するコンプライアンス専任者を常駐するほか、法令等遵守に関する経営上重要な事項の協議又は評価を行う機関としてコンプライアンス委員会を設置する。また、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接コンプライアンス専任者に報告・相談を行うことができるコンプライアンス相談窓口（ホットライン）を設置する。
- 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常務会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 理事の職務の執行に係る情報については、文書（電磁的記録を含む。）の整理保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた「文書保存規程」に基づき、適正な保存及び管理を行う。
- 理事及び監事はこれらの文書を常時閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 適正な統合的リスク管理を実現するため、「リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として策定し、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性に応じた管理規程等を策定する。
- リスク管理の体制は、この金庫全体のリスク管理統括部署、リスクカテゴリー毎の主管部署を定め、リスク管理の実効性確保及び相互牽制機能の強化を図る。また、リスク管理委員会等を設置し、総合的にリスクを管理する体制を確立する。
- リスク管理統括部署は、当金庫におけるリスクの状況を定期的に又は必要に応じて随時常務会に報告する。また、特に経営に重大な影響を与える事案については、常務会及び理事会に速やかに報告する。
- 内部監査部門は、統合的リスク管理態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常務会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その改善状況を検証する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 「理事会」とその委任を受けた審議・決定機関である「常務会」を一体化した意思決定・監督機関と位置付け、そ

れぞれの運営及び付議事項等を定めた「理事会規定（及び同付議基準）」及び「常務会規程（及び同付議基準）」を制定する。

- この金庫内の指揮命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、経営組織、職務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。
- 理事会は、経営方針、経営計画、業務・態勢に係る基本方針等を定め、より具体的な対応は常務会、各種委員会及び担当理事等の判断に委ねる。

5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- 監事は、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員の配置を求めることができる。
- 監事がその職務を補助すべき職員の配置を求めた場合は、常務会において協議のうえ、当該業務等を十分検証できる能力を有する者を配置する。

6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項

- 監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないこととする。
- 理事は、監事の職務を補助すべき職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項の決定については、予め監事に同意を求めることとする。

7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

- 理事は次に定める事項について、事態認識後直ちに監事に報告することとする。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
 - 理事会で決議された事項
 - 常務会で決議された事項
 - 当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - 経営状況について重要な事項
 - 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - 重大な法令・定款違反
 - 公益通報の状況及び内容
 - その他コンプライアンス上重要な事項
- 職員は前項③から⑧に関する重大な事実を発見した場合は監事に直接報告できるものとする。
- 監事はいつでも理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができるものとする。

8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 監事は、監事会規程及び監事監査基準に基づく、代表理事との会合、理事会その他重要な会議への出席、及び内部監査部門・会計監査人等との連携を通じ、監査を実効的に行う。
- 監事会は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他の外部専門家を活用する。

コンプライアンスについて

コンプライアンスとは、金融取引において公正な競争の確保、顧客情報の厳正な取扱い、金融商品の販売等に係る重要事項の説明、マネー・ローンダリングの防止など、金融機関が事件やトラブル等の未然防止を図り、法令や金庫内の諸規定さらには確立された社会規範に至るまであらゆるルールを遵守することです。

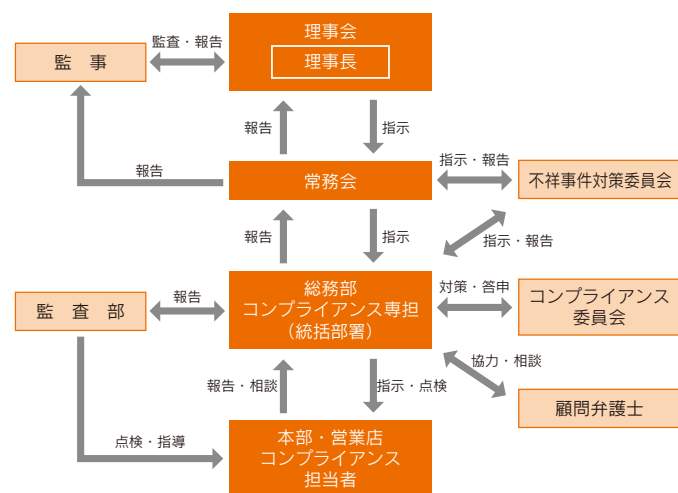
社会的・公共的使命を持つ、金融機関にはより一層の自己責任経営と経営の透明性が求められております。信用金庫は、信用金庫法に基づき地域に根ざした金融機関業務を行っており、より高いレベルのコンプライアンスが求められております。当金庫は、これまでその社会的使命と公共性を十分自覚したうえで、業務を遂行し地域の信頼を得てまいりましたが、今後もより一層の信頼・信用確保に努めてまいります。

そのために平成12年に制定した「新発田信用金庫コンプライアンス・マニュアル」は、最新の「金融検査マニュアル」に基づき順次、改正を行い、顧問弁護士によるリーガルチェック、理事会の決定を経て、全役職員に配布しております。

マニュアルには、具体的な倫理綱領としての「私たちの行動規範」、遵守すべき法令等を解説した「コンプライアンス・マニュアル」、具体的な実践計画書としての「コンプライアンス・プログラム」を収録して、組織全体として継続的に研修活動を行い「コンプライアンス経営」の充実に努めております。

組織面では、法令遵守体制の評価、検討を行うコンプライアンス委員会を設置するとともに、総務部を金庫全体のコンプライアンスを推進する統括部署といたしております。また、各部店にはコンプライアンス担当者を配置して、部店における日常活動の中で法令等遵守状況のチェックとモニタリングを行う体制をとっております。

コンプライアンス体制図



■「金融商品に係る勧誘方針」

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

- 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
- 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

■ 利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

- 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
- 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について定期的に検証します。

■ 反社会的勢力に対する基本方針

私ども新発田信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

■ お客様からの相談・苦情・紛争等の受け付けについて

金融ADR制度(裁判外紛争解決制度)にかかる当金庫の取組みについて

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店またはお客様相談室で受け付けています。

1. お客さまのお申し出に対する当金庫の対応
 - ①苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえで、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
 - ②事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
 - ③苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。
苦情等は営業店または下記の担当部署へお申し出ください。
2. 当金庫のほか、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」並びに一般社団法人関東信用金庫協会が運営する「関東地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは下記お客様相談室にご相談ください。

	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)	関東地区しんきん相談所 (一般社団法人関東信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	〒103-0028 東京都中央区京橋3-8-1
電話 番 号	03-3517-5825	03-5524-5671
受付日 時 間	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00
受付 媒 体	電話、手紙、面談	電話、手紙、面談

新発田信用金庫 お客様相談室
住 所 〒957-0053 新発田市中央町3丁目2番21号

 **0120-069577**
(受付時間) 当金庫営業日 午前9時～午後5時
e-mail soumu@shibata-shinkin.co.jp

*お客様の個人情報は苦情等の解決を図るために、また、お客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

3. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」）が設置運営する仲裁センター等並びに新潟県弁護士会が設置運営する示談あっせんセンターで紛争の解決を図ることも可能ですので、お客様相談室または上記しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

東京三弁護士会			
名 称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 時 間	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00,13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00,13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00,13:00～17:00

4. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等をご利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、しんきん相談所またはお客様相談室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫のホームページをご覧ください。

- (1) 現地調停
東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。
- (2) 移管調停
当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。
※新潟県弁護士会は、東京三弁護士会と協定締結は行っていません。

名 称	新潟県弁護士会示談あっせんセンター
住 所	〒951-8126 新潟市中央区学校町通1番町1
電話番号	025-222-5533
受 付 日 時 間	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00,13:00～17:00

■ 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

「業務改善計画書(具体的施策)」の進捗状況

当金庫は、平成21年6月5日に公表いたしました当金庫元職員による不祥事件に関し、当金庫の法令等遵守態勢の確立に向けた取り組みが不十分であるなど内部管理態勢に問題があるとして、平成21年8月7日に関東財務局長から信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第26条第1項の規定に基づく業務改善命令を受けました。この業務改善命令に基づいて、平成21年9月7日に関東財務局長へ「業務改善計画書」を提出いたしました。当金庫では、コンプライアンスを経営の重要課題として取り組んでまいりましたが、不正行為の発覚以降、当金庫存続の危機と捉

え、不正が行われた原因・要因等の究明と分析を行い、再発の防止に向けて「不正を許さない」という精神的部分への対応並びに「不正を起こさせない」、「不正を見逃さない」という事務的対応と検証態勢面からの改善策・対応策について、当金庫の組織をあげて検討し、策定したものであります。

当金庫が、業務改善命令を受ける事態に至ったことを厳粛に受け止めますと共に、「業務改善計画書(具体的施策)」を着実に実行して、内部管理態勢の充実・強化及び法令等遵守態勢の一層の整備・確立に取り組んでまいります。

「業務改善計画書(具体的施策)」

(平成23年4月～平成24年3月までの進捗状況)

1. 法令等遵守に取り組む経営姿勢の明確化

(1) 経営陣による経営姿勢の明確化

理事長より「コンプライアンス宣言」を発信し、21年6月5日より店頭掲示並びにホームページに公表しています。また、毎年4月1日に全役職員が同宣言のもと遵守誓約書に署名捺印して決意表明を行うなど、法令等遵守に取り組む経営姿勢を明確にするための具体的な行動計画を策定し、着実に実行すると共に、研修等において指導することによりコンプライアンス意識の醸成が図られ、理解も深まっています。

(2) 営業店への指導や具体策の実効性の検証

21年10月より、コンプライアンス委員による営業店への臨店を毎月実施しています。

また、各営業店で実施しているコンプライアンス研修にも常勤理事が毎月出席し、コンプライアンス・マニュアルの周知徹底を図ることにより、不祥事件再発防止への意識向上に効果を上げています。

2. 理事会等の機能強化による実効性のある法令等遵守態勢の確立

(役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底を含む)

(1) 理事会、常務会及びコンプライアンス委員会の機能強化

業務改善計画の実効性を高めるため、21年10月より再発防止委員会において進捗・改善状況を検討・管理し、理事会等で実施状況の検証を行っており、不祥事件再発防止等に効果を上げています。

(2) 経営陣による役職員への法令等遵守に係る取り組み及び苦情処理態勢の強化

コンプライアンス意識の醸成度などの進捗状況等の確認のため、21年9月よりモニタリング会議を毎月開催し、判断基準等の統一に効果を上げています。また、情報の共有化と不祥事件発生防止を目的に、お客様からの苦情・要望等を役員及び営業店長へ報告する仕組みとして21年5月より「お客様連絡票」を活用し情報の共有を図っており、再発防止に効果を上げています。

(3) 役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底

公益通報者保護管理規定（内部通報制度）を充実させるため、21年6月1日付でホットラインの通報先に常勤監事を追加しました。21年10月に、匿名での通報手段としてパソコンまたは携帯電話での通報も可能としました。従業員への普及啓蒙に努め、周知徹底を図ることにより、内部通報制度の意義は十分理解されています。

3. 営業店における厳正な事務処理の徹底と相互牽制機能の充実・強化

(1) 「受取証」の発行管理強化

お客様への「受取証」発行が適切に行われているかを検証するため、21年3月より渉外担当者ごとに無作為で抽出した先に、「確認書」を郵送しています。また、21年10月19日よりクリアファイルに受取証を入れてお客様へ手交し回収することで、取扱いに対する認識は十分浸透しています。

素預かり防止のために、21年7月13日より「素預かり防止のお知らせ」ポスターを店頭掲示すると共に、ホームページやディスクロージャー誌に掲載して、お客様への周知を図っています。更に21年11月より全職員の名刺裏面にも印刷し、受取証の代用として名刺を使用することを防止しており、不祥事件再発防止に効果を上げています。

(2) お届け現金に係る取扱い強化

21年4月より、現金をお届けしたお客様へ上席役席が訪問または電話にて現金受領が約束通り行われていたかの確認を義務付けています。また、21年2月23日より現金の受取書を重要用紙として発行・保管管理を強化すると共に、21年4月1日より受領印を届出印とする改正及び21年9月1日より代筆チェックを実施していることで牽制が機能し、不祥事件再発防止に効果を上げています。

(3) 役席による管理強化

21年2月23日より定期預金新規契約時の原資確認として、取引履歴状況を検証すると共に、定期積金の検証として掛込延滞の理由確認や、21年11月より渉外担当者ごとに無作為で抽出した先へ「預金残高のご確認について」を郵送していること並びに24年2月より2回以上の掛込み延滞先に(株)しんきん情報サービス(SIS)のDM「定期積金のお知らせ」を四半期ごとに発送することで牽制が機能し、不祥事件再発防止に効果を上げています。

(4) 内部牽制機能の強化

お客様からの問い合わせ先を「お客様相談室」とし、牽制機能の強化を図ると共に不祥事件再発防止に効果を上げています。

4. 内部監査部門の抜本的な改善・強化による監査機能の実効性の確保

(1) 内部監査部門の監査手法の改善及び監査体制

①監査報告の見直しの実施 ②監査手法及び監査項目の見直しの実施 ③現場監査の実施 ④不備・不適正事項指摘時の調査・指導 ⑤フォローアップ監査の充実・強化に取り組んでいます。内部監査の目的・意義は十分理解され、指摘事項等への指導・提言により牽制機能と共に不祥事件再発防止に効果を上げています。

(2) 店内監査の充実・強化

21年8月より店内監査実施項目に、「現金お届け取扱管理」、「定期預金新規契約(原資)管理」を新たに追加し、店内監査の充実・強化を図ることで牽制機能と共に、不祥事件再発防止に効果を上げています。

5. 適切な人事管理の実施

(1) 管理者並びに総務部による職員の身上把握の強化

所属長は、職員の身上把握に重点を置いて、不祥事件発生防止を踏まえた面接を毎年4月と10月に実施しています。意思の疎通を図ることにより、コンプライアンス意識の醸成及び不祥事件再発防止への意識向上に効果を上げています。また、所属長による面接及び本部各部が臨店時に収集した職員に関する情報は、総務部で一元管理しています。

(2) 人事ローテーションの厳格実施

同一地区を2年以上担当する渉外担当者の人事ローテーションを実施しており、牽制機能と共に不祥事件再発防止に効果を上げています。

(3) 長期連続休暇中における業務チェックの実施を徹底

21年6月18日より、一週間の連続休暇取得中の渉外担当者に対して業務チェックを行い、管理軒先から10先を抽出して訪問し、入金帳の他に定期預金及び定期積金証書を借上げチェックすることで、不祥事件の未然防止並びに早期発見に努めており、牽制機能と共に不祥事件再発防止に効果を上げています。

以上

リスク管理の体制

金融の自由化、国際化及び金融技術が急速に進展する中、金融機関が抱える各種リスクは一段と複雑化、多様化してきております。日々変革する時代の中で健全性を確保し、各種リスクに見合った適正な収益を上げ、地域金融機関としての社会的な責任を果たし信頼を勝ち得るためには、リ

スクの状況を正確に把握し、適切にコントロールできるリスク管理体制の確立が不可欠となっております。当金庫は「リスク管理体制の構築」を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、リスク管理の組織体制を整備し、管理体制の強化に努めております。

リスク管理委員会

当金庫の業務執行により発生する様々なリスクを、業務、組織を越えて総合的に把握し、当金庫の意思決定に必要な情報を集約し、業務運営方針、リスク管理体制に関する検討を実施する組織として、「リスク管理委員会」を設置しています。

リスク管理委員会では、各リスク管理主管部署から定期

的或いは必要の都度報告を受け、各種リスクの一元管理を行い常務会および理事会に報告を行っております。また、報告に基づくリスク管理に関する重要な事項について、各リスク管理主管部署のリスクの把握方法及び報告等が適切であるか検証を行うと共にリスク管理手法の改善にも取り組んでおります。

信用リスク管理

信用リスクとは、お取引先の倒産や業況悪化などにより、貸出金等の元本や利息が約定どおり返済されなくなるなど、資産の価値が減少ないし消失して損失を被るリスクをいいます。当金庫では、貸出資産の健全性維持向上のため、毎年実施する厳格な「自己査定」結果を踏まえ、適正な償却・

引当を行い資産の健全性を図っております。また、人材育成面において、審査能力向上のため外部講師による職場内研修や外部研修等の積極的な活用により、職員の貸出審査・管理能力向上に努めております。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利並びに有価証券等の価格や為替相場等の市場変動により、保有する資産や負債の価値が変動して損失を被るリスクのことをいいます。当金庫では、上記リスク変動に対応するため「ALM(資産負債の総合管理)

委員会」を定期的で開催し、市場金利等が変動した場合の影響度合いを把握し、資金の運用と調達管理を行っております。

流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出や、運用と調達のミスマッチ(期間のずれ)により、必要な資金の確保ができなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされ、損失を被るリスクの他、市場の混乱等により、市場において取引が出来なくなる場合や、通常よりも著しく不利な価格での取引

を余儀なくされ、損失を被るリスクのことをいいます。当金庫では総務部において、運用と調達の管理を行っております。また、定期的で開催する「ALM委員会」で検証することにより常時適正な流動資産を確保して、不測の事態に備えております。

オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、事務上の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切である、または外的な事象により損失を被るリスクをいい、当金庫では事務リスクの

事務リスク

事務リスクとは、事務上のミスや不正等により損失を受けるリスクのことをいいます。当金庫では、監査部による定期的な内部監査を実施しているほか、営業店での定期的

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータ・システムのダウン又は誤作動等、システムの不備等により損失を受けるリスクや、システムの不正使用による損失のことをいいます。当金庫のオンライン・システムの運用・管理は信金東京共同事務センターが行っており、同センターは、災害等の

情報資産遺漏リスク

情報資産遺漏リスクとは、金庫及び金庫の委託する企業が保有する金庫の情報や個人情報外部に遺漏することにより、金庫の業務遂行に重大な影響を及ぼしたり、金庫の信用の失墜を招くなどの損失を被るリスクをいいます。当金庫では、情報資産については「情報資産保護に関す

風評リスク

風評リスクとは、報道や市場関係の評判、業務上のトラブルの他、悪意無き虚言等、様々な要因から当金庫の評判が悪化し、有形無形の損失を被るリスクをいいます。当金庫では、地域に根ざした地域金融機関としての使命を全うするためには、当金庫に対する良好な評判を維持することが不可欠であります。お客様からの苦情・要望やトラブル等については速やかに常務会へ報告を行なう他、理事会へ定期報告を行なう体制をとるなど、役職員全員が共通の基本的認識に立ち、風評リスクの管理に努めております。

法務リスク

法務リスクとは、金庫の規程や要領等が法的に不適合・不十分であった場合や、金庫の経営において社会的倫理上のルールに反する行為があったこと等により、金庫の信用を著しく低下するなどの損失を被るリスクをいいます。当金庫では、法令等に準拠した庫内規程の整備に努めている他、より強固な法令等遵守体制を確保するため、コンプライアンス委員会を設置し、金庫の組織全般にわたり、法令遵守態勢の検証や指導・研修を実施し、法令遵守の徹底を図り、企業倫理の確立と企業風土の醸成に努めております。

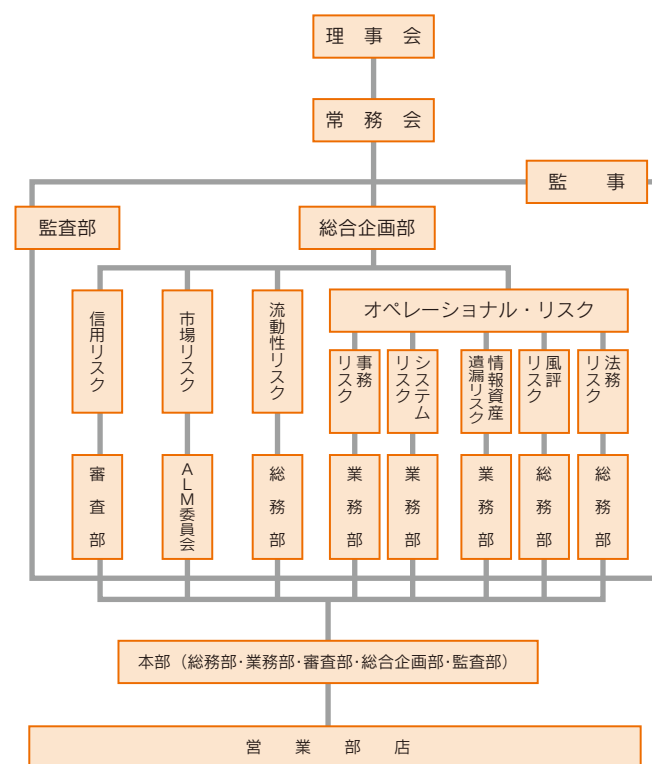
他、システムリスク、情報資産遺漏リスク、風評リスク、法務リスクというカテゴリーに区分しております。

な店内監査を義務付けております。また、事務改善委員会の定期的な開催により、営業店事務の改善点の指摘と事務の統一化、合理化ならびに正確な事務処理に努めております。

対策として万全なバックアップ体制を整備しております。また、当金庫はコンティンジェンシープランの策定により、各種システムの誤作動やダウン時の対策にも万全な体制を確保いたしております。

る基本方針（セキュリティポリシー）」を定め、情報資産のセキュリティ管理体制の整備に努めており、情報資産への利用者権限を制限し、役職員個々のアクセスをID管理するなどの安全対策にも努めております。

リスク管理委員会組織図



リスク管理債権及び保全状況

リスク管理債権とは、信用金庫法により定められた開示すべき債権（貸出金）の金額です。自己査定により資産査定した不良債権は、すべて「償却・引当規程」に基づいた方法で引当を完了いたしました。

リスク管理債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

1. 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

(単位: 百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
破綻先債権額(A)	13	70
延滞債権額(B)	2,688	2,480
合計(C)=(A)+(B)	2,701	2,551
担保・保証額(D)	1,713	1,535
回収に懸念がある債権額(E)=(C)-(D)	988	1,015
個別貸倒引当金(F)	812	844
同引当率(G)=(F)/(E) (%)	82.25	83.14

2. 3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況

(単位: 百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
3カ月以上延滞債権額(H)	0	0
貸出条件緩和債権額(I)	59	55
合計(J)=(H)+(I)	59	55
担保・保証額(K)	29	28
回収に管理を要する債権額(L)=(J)-(K)	29	26
貸倒引当金(M)	8	3
同引当率(N)=(M)/(L) (%)	29.53	14.17

3. リスク管理債権の合計額

(単位: 百万円)

	平成22年度	平成23年度
(C)+(J)	2,761	2,606

(注)

- 「破綻先債権額」(A)とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本または利息の取立て、または弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - 会社更生法、または金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 - 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 - 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
 - 商法の規定による整理開始、または特別清算開始の申立てがあった債務者
 - 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
- 「延滞債権額」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - 上記「破綻先債権額」(A)に該当する貸出金
 - 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、利息の支払いを猶予した貸出金
- 「3カ月以上延滞債権額」(H)とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で「破綻先債権額」(A)及び「延滞債権額」(B)に該当しない貸出金です。
 - 「貸出条件緩和債権額」(I)とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で「破綻先債権額」(A)、「延滞債権額」(B)及び「3カ月以上延滞債権額」(H)に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額(A、B、H、I)は担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や、既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、すべてが損失となるものではありません。
- 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表に記載した金額ではなく、「破綻先債権額」(A)及び「延滞債権額」(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。
- 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち「3カ月以上延滞債権額」(H)及び「貸出条件緩和債権額」(I)に対して引当てた額を記載しております。